

広島大学 大学教育研究センター 大学論集
第25集（1995年度）1996年3月発行：87-101

日本育英会奨学生推薦基準の変遷

服 部 憲 児

目 次

序

1. 「育英」原理・「奨学」原理と推薦基準
2. 大日本育英会発足から終戦までの選考基準
3. 終戦直後から昭和30年代中頃までの推薦基準
4. 特別貸与制度発足からその廃止までの推薦基準
5. 現行制度成立から現在までの推薦基準

結

日本育英会奨学生推薦基準の変遷

服 部 憲 児*

序

学生あるいは生徒がいて教育をうける。教育をうけるには費用がかかる。仮に無償制であるとしても、生活費はかかるし、経済学的には放棄所得が存在する。しかしながら、すべての学生あるいは生徒が必ずしもすべての費用を負担できるとは限らない。個人に着目する時、奨学金はこのような学生および生徒に一定の援助を与えるものである。また、社会的な視点でみれば、それは特定分野あるいは不特定の分野において、広い意味で将来社会の各方面で指導的役割を果たす若者の育成に支援を与えるものである。いずれの観点においても、奨学金は、必ずしもすべての学生あるいは生徒がその支給を受けるとは限らないが、その学業および生活において重要な位置を占めていると言えよう。

戦後の日本においては、教育の機会が拡大し、上級学校への進学率が上昇した。今日では、高等学校には同学年人口の9割以上が、また専修学校も含めた高等教育には約6割の者が進学している。そして、一部の学生および生徒に対しては、日本育英会、地方公共団体、あるいは民間の諸団体などから、奨学金が給与あるいは貸与されている。奨学金をすべての学生および生徒に給付すべきであるという主張もあるが¹⁾、この事業にあてられる財源は決して無限ではない。また、公財政負担の深刻化、浪費的需要過多に対する危惧、あるいは、低所得階層から高所得階層への所得転移になりかねないこと等の理由から、実際には公費負担の増大を求めるることは極めて困難と言わざるを得ない²⁾。したがって、奨学金に充てられる財源をいかに増やすかを検討することは一方で必要であるが、奨学金を受けることができる者が程度の差こそあれ限定されるとすれば、それをいかなる原理に基づいて配分するのか、すなわち「誰に給付するのか」ないしは「どのような者に給付するのか」を検討することが必要となる。

これまでの奨学金に関する研究においては、その主な論点として、①「給費か一貸費か」、すなわち、奨学金の返還を求めるか求めないか、②「質か一量か」、すなわち、少数の者に多額の援助をするか少額でも多数の者に援助をするか、③「育英か一奨学か」、すなわち、優秀な者に給付するか必要な者に給付するか、などがあげられている。これらの論点の中でも「育英か一奨学か」は、まさに「誰に給付するのか」ないしは「どのような者に給付するのか」という問題であり、政策や事業の方針の基礎となるものと考えられる。しかしながら、先行研究において、育英と奨学のどちらに基準をおくかということが重要な課題である³⁾とたびたび指摘されながら、政策提言的なものを除けば、その指摘にとどまっており、理論的な解明はなされていない。また、これまでの我が国育

* 広島大学大学教育研究センター助手

英奨学事業が、育英と奨学のいずれに重点がおかれて展開されてきたのかという点についても、十分に分析が行われてこなかった。後者は、前者の課題を検討する際に必要不可欠の事柄であり、まずこの課題が明らかにされる必要がある。

以上より、本稿においては、国家的育英奨学制度であり、奨学金の貸与総額・人数ともに最大である日本育英会およびその前身である大日本育英会の奨学金事業を中心に、主としてその奨学生推薦基準等を時代区分にしたがって考察する。推薦基準を主たる分析対象としたのは、「どのような者が奨学生としてふさわしいか」、「どのような者を奨学金支給の対象者として想定しているか」がそこに反映されていると考えられるからである。その際、「育英」原理を具現する学力に関する基準と、「奨学」原理を具現する経済力に関する基準を軸として分析を行う。そして、これをふまえて、日本の育英奨学事業における「育英」原理と「奨学」原理の相克を明らかにする。この作業は、財政的な限界の中での奨学金配分原理のあり方を議論する際の前提的作業として位置づけられるものである。なお、本稿においては、大学の学部段階の奨学金事業に対象を限定するものとする。

1. 「育英」原理・「奨学」原理と推薦基準

まず最初に、「育英」原理および「奨学」原理の内容を明らかにしておく必要がある。「育英」と「奨学」という用語に関しては、例えば「育英会」「奨学金」「育英奨学事業」といった風に、様々な使われ方をされていることからもわかるように、必ずしも統一的な用法が存在したとは言い難い状況にある。そして、この事実が、日本の育英奨学事業における育英と奨学の相克についての考察を妨げてきた一因となっていると考える。この点に関しては、筆者は既に拙稿において「育英」原理および「奨学」原理の検討を行った。その詳細についてはここでは省略するが、結論を要約すれば以下のようなになる。育英奨学事業における「育英」原理とは、事業の対象者を決める際に、その基準として能力を用い、能力の高い者に対して財政的援助を行うことをその内容とする。これに対して「奨学」原理は、事業の対象者を決める際に、その基準として経済的必要度を用い、経済力の低い者に対して財政的援助を行うことをその内容とするものである⁴⁾。

ところで、日本育英会および大日本育英会の奨学生推薦基準においては、それぞれの時代において用語は若干異なるが、①「人物」に関する基準、②「健康」に関する基準、③「学力」に関する基準、④「経済力」に関する基準、という 4 つの基準⁵⁾が存在していた。このうち実際には、「人物」に関する基準と「健康」に関する基準は相対的に重視される度合いが低い傾向にあり、「学力」に関する基準と「経済力」に関する基準が主要な選考基準となっている。「学力」に関する基準は、「能力=学業成績」と捉えてはいるが、奨学生に優秀性を求めるものであり、ここでは「育英」原理に対応するものである。また、「経済力」に関する基準は、経済的に恵まれない者に対して奨学金を給付することを内容とするものであり、「奨学」原理に対応する。従って、この 2 つの基準を有する日本育英会の奨学金事業は、両原理のいずれか一方のみではなく、その双方に基づいている事業であると言える。

しかしながら、奨学金事業の開始から現在に至るまで、両原理の相対的な重要度は決して一定で

はなかった。以下、この点を明らかにするために、大日本育英会が設立された昭和18年から現在までを、①大日本育英会発足（昭和18年）から終戦（昭和20年）まで、②終戦直後から昭和30年代中頃までの旧制度と新制度の混在期、③特別貸与奨学生制度発足（昭和35年）からその廃止（昭和59年）まで、④法律の大幅改正による現行制度成立（昭和59年）から現在までの4つの時期に区分し、それぞれの時代について、奨学生推薦基準を主たる対象として検討する。

2. 大日本育英会発足から終戦までの選考基準⁶⁾

大日本育英会法第1条においては、「大日本育英會ハ優秀ナル學徒ニシテ經濟的的理由ニ因リ修學困難ナルモノニ對シ學資ノ貸與其ノ他之ガ育英上必要ナル業務ヲ行ヒ以テ國家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス」と規定されていた。そして、これに基づき、当時の大日本育英会は、優秀な才能を持ちながら経済的に恵まれないために進学が困難な者に対して、上級学校進学後の奨学金貸与を予約して、その進学を経済的に保障し、優秀性を維持する限り、大学まで貸与を継続することを事業の基本方針としていたとされる⁷⁾。

実際の奨学生の選考基準をみてみると、「昭和十八年度奨學生銓衡基準」においては、①「學業成績」（席次を基準として候補者を「上」「中ノ甲」「中ノ乙」「下」に大別する⁸⁾）、②「勤怠」（授業日数3分の1以上の欠席者は原則的に採用しない）、③「体格」（既往症のあるときは病気の種類が採用に影響する）、④「家庭」（家庭の状況・収入などが目安とされる）の4つが選考基準として挙げられている。そして、これらについての資料をもとに、奨学生の採否の判定が行われた⁹⁾。しかし、「昭和十八年度奨學生判定基準」では、以下のように、採否判定は「學業成績」を中心に行われることになっていた。

昭和十八年度奨學生判定基準

- 一、學業成績の中「上」、「中ノ甲」…（中略）…の部に属するものは奨學生として採用す
但し勤怠、体格、家庭等の状況により不採用と為すこともあるものとす
- 二、學業成績の中「中ノ乙」の部に属するものは諸條件を綜合判断し其の採否を決するも
のとす
- 三、學業成績の中「下」の部に属するものは奨學生として採用せず
但し人物其の他の點を考慮し採用することあるべし

要するに、まず、「學業成績」が「上」および「中ノ甲」の者は原則として他の条件と無関係に採用されることになる。次に、「學業成績」が「中ノ乙」の者が他の条件を勘案して総合的に判断して採否を決められる。しかしながら、「學業成績」が「下」の者は原則的に採用されないことになっていたのである。

昭和19年度も基本的にはこれと同じで、「學業成績」、「思想人物」、「勤怠」、「体格」、「家庭」が選考基準とされた。このうち「學業成績」については、席次を基準として、上から順に「い」、「ろ」、「は」、「に」に区分された¹⁰⁾。「昭和十九年度奨學生判定基準」における採否の判定についても、昭

和18年度のものとほぼ同じで、「一、判定いハ原則トシテ採用ス」、「二、判定ろハ成ルベク採用ス」、「三、判定はハ特長ヲ考慮シテ採用ス」、「四、判定にハ原則トシテ採用セズ」とされた¹¹⁾。

以上より、この時期においては、4つの選考基準のうち、「育英」原理に対応する「學業成績」の基準が最も重視されていたことがわかる。「學業成績」の基準は他の基準と比べて非常に明確である。しかもそれが主たる採否判定の基準となっており、優秀である者=學業成績の良い者は原則として無条件で採用するが、學業成績の良くない者は原則として採用しないとされていた。これに対して、ここで「奨学」原理に対応する「家庭」の基準は、その内容が具体的に示されていないだけでなく、「勤怠」および「体格」の基準と同様に、それだけで採否が決定されることではなく、「學業成績」の基準を補完する基準の1つとして存在していたのである。

3. 終戦直後から昭和30年代中頃までの推薦基準

第2次世界大戦の終結とともに、学生生活に大きな変化が起った。すなわち、終戦直後の急速なインフレーションに伴い、学費が急激に高騰し、経済的な理由から中退ないしは進学の断念を余儀なくされる者が急増したのである。このような学生を救済するため、大日本育英会は、発足当初の方針であった予約採用をやめ、在学者採用に切り替え、支給金額を2倍に、採用人数を3倍に増やした。にもかかわらず、奨学金の増額は物価の上昇に追いつくことができず、学生生活費に占める奨学金の比率が低下し、昭和23年には学費の約2分の1にまで低下した¹²⁾。このような社会情勢の変化に対応した事業方針の転換を背景として、奨学生の推薦基準にも大きな変化がみられた。

この時期における奨学生の推薦基準は、若干名称は変更されたが、終戦前と同様に、①「学業」、②「人物」、③「健康」、④「家計」の4点である。各推薦基準の内容は、昭和30年代中頃までに何度か改定されたが¹³⁾、ここでは例として昭和25年度の「大學・専門學校等奨學生推薦基準」をみるとする。

まず第1の「学業」についての推薦基準はA～Cの3ランクに分けられ、Aについては「最近2カ學年の成績を総合して學級（部、科等）全員の20パーセント以内のものであること」と、Bについては「最近2カ學年の成績を総合して標準Aには該當しないが、學級（部、科等）全員の50パーセント以内のもので、しかも優秀な資質を察知し得るものであること」とされ、「A又はBに該當しないもの（平均水準以下）は原則として推薦しないこと」になっていた。ただし、Cとして「最近の成績は學級（部、科等）全員の50パーセント以下（平均水準以下）であるが、智能の素質、前在學學校の成績、學資困窮の状況等からみて、もし奨学金の貸与を受けるならば、學業成績が標準A又はBに向上する見込み確實なもの」については例外として推薦可能となっていた。

第2の「人物」についての推薦基準では、「將來有識者として社會に奉仕するにふさわしい資質と教養とを具えたものであること」が、第3の「健康」についての推薦基準では、「身體が強健であつて修學に堪え、將來社會に出て十分活動し得る見込確實であること」が推薦の条件とされていた。

第4の「家計」についての推薦基準は、以前の「家庭」に関する基準と比べると明確になっており、「学業」についての推薦基準と同様にA～Cの3ランクに分けられている。Aについては「一家

の生活費は辛うじて支辨し得るが、本人の學資は全然支辨し得ないもの」と、Bについては「一家の生活費は辛うじて支辨し得るが、本人の學資は一部分しか支辨し得ないもの」と、Cについては「一家の生活費並びに本人の學資を不十分ながらも支辨し得るもの」とされた。ただし、「Cに該當するものについては、學力の優秀性並びにその他の條件を十分具えるものに限り推薦しても差支えない」とされており、例外的な取り扱いとなっている。

ここで重要なことは、獎学生採用の方針が「優秀な學徒で經濟的理由に因り修學困難なものについて、學業、人物、健康及び家計の各項を精細に検討しこれを總合して獎学生として適當と認める者を推薦すること」と変更されたことである。すなわち、これら4つの基準について適否を検討した結果を總合して獎学生の推薦順位をつけることとなったのである。

具体的な推薦順位の付け方について、昭和27年の「日本育英会大学専門学校獎学生推薦基準の解説」をみてみると、「学業、人物、健康及び家計の各項を總合して、獎学生として適當と認められるものを推薦するときは、必ず推薦順位をつけること」とした上で、実際に推薦順位をつける方法として「学業と家計を組合わせる方式」と「学業、人物、家計を点数で示し、その總合点で推薦順位をつける方式」とが例として挙げられている。「学業と家計を組合わせる方式」については、表1にあるように、推薦する獎学生候補者を、大まかに第1群から第4群の順に分けて配列してから、それぞれの群の中で「適格性の程度に応じて順位をつける」としている。この方式においては、「学業」の基準と「家計」の基準が対等の重要度を持つものとして扱われている。次に、「学業、人物、家計を点数で示し、その總合点で推薦順位をつける方式」では、表2にあるように、各項の点数の比重のかけ方の例が5通り示されている。ここでは、「学業」の基準と「家計」の基準については、前者がやや優勢もしくは対等となっている。また、いずれの例においても「人物」の基準の配点は「学業」および「家計」の基準と比べて低く位置づけられている。

表1 「学業と家計を組合わせる方式」

第1群	学業A－家計A
第2群	学業A－家計B 学業B－家計A
第3群	学業B－家計B
第4群	学業C－家計AまたはB 家計C－学業AまたはB

表2 「学業、人物、家計を点数で示し、その總合点で推薦順位をつける方式」

(甲) 100点満点の場合				
	(学業)	(人物)	(家計)	(計)
(a)	5 0	2 0	3 0	1 0 0
(b)	4 0	2 0	4 0	1 0 0
(c)	4 0	2 0	3 0	1 0 0

(乙) 20点満点の場合				
	(学業)	(人物)	(家計)	(計)
(a)	1 0	2	8	2 0
(b)	8	2	8	2 0

この時期における奨学生の推薦に関する基準は、終戦前のような「学業成績」が唯一の優越的基準であり、他の基準がそれを補完するものとして位置づけられる構造とは異なっている。「学業」に関する基準は、他の基準と同様に、総合判定に用いられる基準の内の1つへと変わった。ただし、4つの基準すべてが対等に扱われたのではなく、「学業」に関する基準と「家計」に関する基準に特に重点が置かれていた。両者の相対的重要度については、対等として扱われるか、もしくは「学業」に関する基準の方が幾分重視されていた。後者の場合でも、その重要度の差が以前より大幅に縮まったことは明らかであろう。

4. 特別貸与制度発足からその廃止までの推薦基準

戦後、予約採用制から在学採用制に切り換えたため、進学後に採用が決定されるまで学費の見通しが立たなるという問題をかかえることとなった。また、学費に対する奨学金の割合も低く、進学を保障するものとして十分に機能しているとは言いがたい状況にあった。このため、日本育英会は、昭和35年に特別貸与奨学生制度を発足させた。

特別貸与奨学生制度は、「特ニ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ著シク修学困難ナルモノ」¹⁴⁾に対し、所定の選考試験を課し、その合格者の中から選考して、進学前に奨学金の貸与を予約し、進学を経済的に保障することを基本方針とするものである。この制度の特色は、まず1つには、貸与月額が一般貸与より高額なことである。年度によって若干異なるが、貸与額は一般貸与のおよそ1.5～2倍強となっている。そして、貸与額が一般貸与よりも高いにもかかわらず、返還の負担は一般貸与と同じであること、後に一部在学採用制が導入されることにはなるのだが、在学後の採用ではなく予約制とされたことも大きな特色である。

特別貸与奨学生の採用は以下の手順で行われる。まず、推薦基準に従って校長が推薦を行い、その書類に基づいて、第1次選考として経済的理由が推薦基準に合致するかどうかが判定される。次に、第2次選考として学力試験が課される¹⁵⁾。この学力試験は、後に面接となり、学業成績、人物、健康状態が問われることになった。そして、採用候補者および補欠採用者¹⁶⁾が決定されたのである¹⁷⁾。

校長の推薦基準¹⁸⁾は、①「人物」、②「健康」、③「学力および素質」、④「学資の支弁が困難な程度」の4点である。まず「人物」については、「学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学徒にふさわしく将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること」、そして、「健康」については、「修学に十分耐え得るものと認められること」とされている。「学力および素質」については、「高等学校第1学年から出願時までの学業成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上¹⁹⁾であって、大学へ進学後も優秀な学業成績を収める見込みがあること」、大学での学業成績の結果がすでに判明している者については「本人の属する学部（科）において上位3分の1以内の者であること」が必要とされる。この基準は、一般貸与のものよりも高く設定されている²⁰⁾。最後に「学資の支弁が困難な程度」については、「本人の属する世帯の収入年額が…（中略）…収入基準額以下であること」が条件とされている。ここでは、所在地域、世帯人員、生活保護を受けているかどう

かなども考慮される。

特別貸与奨学生制度においては、奨学生の採用に際して試験が課されることになっていた。試験は全国一斉試験で、昭和36年から41年までは日本育英会独自のテストで、42年および43年は能力開発研究所の「進学適性能力テスト」で行われた。しかし、昭和44年には試験が廃止され、面接が導入されることになった。試験制度が廃止されるようになった理由としては、能力開発研究所がテスト事業を廃止したこと、「高校在学中に大学での奨学生を予約保証する特別貸与奨学生は、一種のエリート意識を生じさせ、弊害を伴うように思われる所以再検討が必要である」といった大学側からの批判があったこと²¹⁾、さらには、特別貸与奨学生として選ばれた者が、進学後、他の学生と比較して、必ずしもより適格な者ばかりとは限らず、不公平に思われる事例が少なからずあったこと²²⁾などが指摘されている。このように、特別貸与奨学生制度は、優秀な者を選抜することの難しさを浮き彫りにするものでもあった。

特別貸与奨学生制度は、予約採用制を再び導入し、貸与金額を増大させることで、大日本育英会発足当時の方針への回帰をめざしたものであった。またそれは、奨学生選考に試験を課すなどして、一般貸与よりも高い度合の優秀性を要求するものであった。しかしその一方で、「人物」「健康」「学力および素質」の基準よりも、先に「学資の支弁が困難な程度」について審査されることになり、経済的な条件の重要性も高まったといえる。この傾向は「大学一般貸与奨学生推薦基準」にも表れている。同推薦基準の「推薦および推薦順位」の部分では、「(1)推薦にあたっては、人物・健康・学力および家計の基準の各項目の総合判定により適格者を選考し順位を付すこと」および「(2)推薦順位の決定に際して、人物についてはとくに留意し学力と家計との関係は後者に重点をおく」(傍点筆者) こととされた。この時期において、経済力に関する基準が学力に関する基準に優越することが初めて明記されたのであり、先の特別貸与奨学生制度と比べても、経済的必要度の重視がより明確に示されている。

5. 現行制度成立から現在までの推薦基準

昭和59年に、第101国会において「日本育英会法」が改正された。その主要な改正点は、①一般貸与・特別貸与の区分が廃止されたこと、②有利子貸与制度が創設されたこと、③奨学生貸与率が量的に拡大されたことの3点である。すなわち、奨学生が第1種奨学生と第2種奨学生の2種類に分けられ、後者は有利子奨学生となり、これまでより多くの者に奨学生を貸与することとなったのである。

奨学生の選考基準は、「人物」「健康」「学力および素質」「経済的理由により著しく困難がある程度」の4つである。このうち、「人物」および「健康」については先に示した特別貸与奨学生の場合と同内容である。「学力および素質」の基準は、第1種奨学生と第2種奨学生とでは具体的な数値が異なる。前者については法改正前の特別貸与奨学生と同じで、高等学校または専修学校高等課程での平均成績が「3.5以上」、大学での成績が判明している者については所属学部ないしは学科の成績が「上位3分の1以内」となっている。これに対して、第2種奨学生については法改正前の一般

貸与奨学生と同じで、高等学校もしくは専修学校高等課程の平均成績が「3.2以上」、大学での成績が判明している場合は所属学部ないしは学科の成績が「平均水準以上」とされており、第1種奨学生より基準が緩くなっている。「経済的理由により著しく困難がある程度」についても、ほぼ毎年改定される収入基準額以外は特別貸与奨学生の場合と同じであるが、ここでも第2種奨学生の方が、第1種奨学生よりも基準が緩くなっている。例えば、平成5年度においては、所在地域がA級地²³⁾で世帯人数4人の場合、第1種奨学生の収入基準額が3,300,000円であるのに対して、第2種奨学生の場合は5,510,000円となっている²⁴⁾。現在の奨学生採用基準の実際の運用においては、「人物」についての基準が問題となることは非常に稀であり、「健康」についての基準に関しては「通学できれば良い」程度のものである。また、学部段階においては「学力および素質」についての基準で不採用となる者は少なく、実際問題となるのは「経済的理由により著しく困難がある程度」についてで、特に親の収入が問題となる²⁵⁾。ただ、この点については、「学力および資質」についての基準をクリアできそうにない学生が、それを見越して応募しなかったという可能性も考えられるので、今後詳細に検討する必要があろう。しかしながら、特別貸与奨学金制度と推薦基準が同じである第1種奨学金においても、かつてのような選考試験はなく、この基準が以前ほどは厳格でなくなっていると言えよう。

結

大日本育英会発足から終戦までの第1期においては、「学力」に関する基準が厳格で、しかも採用か不採用かについて決定的な役割を果たしていた。これに対して「経済力」に関する基準は、その内容も曖昧で、「人物」に関する基準や「健康」に関する基準とともに、選考基準の硬直化を防ぐための補完的基準として位置付けられていた。すなわち、日本育英会の奨学金事業の創設期においては「育英」原理が支配しており、「奨学」原理の重要度はそれに比して低いもので、従属的にしか存在していなかった。

次に、終戦直後から昭和30年代中頃の第2期になると、戦争による学園の荒廃の中で、経済的に困窮する学生の救済が育英奨学事業の主要な課題となり、「経済力」に関する基準が重視されるようになった。ここでは、「奨学」原理の重要度が、「育英」原理と対等もしくはそれに近い形になるまで、相対的に大きく高まったのである。

第3期は、特別貸与奨学金制度の発足から始まるが、この制度の発足は新制度を作るという形での「育英」原理の復権ともいえる。つまり、特別貸与奨学生の選考においては、当初は筆記試験が課されるなど、一般貸与奨学生のよりも高い水準の優秀性、能力が要求されることとなったのである。しかし、この制度の発足で、「育英」原理が一方的に勢力を伸ばしたとは言い切れない。選考試験に先立って、まず第1次選考で「経済力」に関する基準が審査されることからは、「奨学」原理の重要性の高まりが看取できる。また、後に大きな特徴であった選考試験が廃止され、新制度発足時当初よりも「育英」原理は弱められることになった。さらに、一般貸与奨学金については、「奨学」原理が「育英」原理に優越することが明確に示されたのである。

最後に、第4期にあたる現行制度は、比較的「育英」原理が優勢であった特別貸与奨学金制度の廃止をもって始まっており、この時点で既に「育英」原理の後退があったと言える。実際の運用においても「経済力」に関する基準が重要となるとすれば、昭和59年における制度変更とあわせて、近年においては「育英」原理の相対的重要性は以前よりも弱まる傾向にあり、逆に「奨学」原理の相対的重要性は高まる傾向にあると言えよう。

全体的な潮流としては、日本育英会および大日本育英会の奨学金事業においては、当初は「育英」原理が支配的原理として君臨していたが、「奨学」原理の比重が相対的に高まった。一時的に新制度発足という形での「育英」原理の復権の動きがみられたが、そこにおいても決して「奨学」原理が弱められたのではなく、むしろ強化される方向にあった。現在においては「育英」原理よりもむしろ「奨学」原理の方が相対的に重視される傾向にある。

ただ、もう少し視野を広げて近年の動向をみると、必ずしも「育英」原理は衰退の一途をたどっているのではないように思われる。大学院に関してのことであり、日本育英会の育英奨学事業ではないものではあるが、近年、日本学術振興会の特別研究員の数が著しく増加しており、平成6年度においては、採用人数は2,100人にもものぼっている。もちろん、この制度は育英奨学事業とは目的や性格を異にするものではあるが、選考の際に経済力がどうであるかは全く考慮されない「育英」原理のみに基づく制度である。この動向は、育英奨学事業の範囲を出て、それとは全く別系統の制度を設けることにより、優秀性を追求するものといえよう。また、「育英奨学制度に関する調査研究会」の最新の報告書²⁶⁾においては、大学院奨学金の重点的拡充が提唱された。このことは、ユニバーサル化した高等学校や大衆化した大学学部と比べて、より優秀性が要求される大学院に手厚い事業を施すというものであり、「育英」原理への傾斜とみることもできよう。同じ報告書で述べられた、有利子制度の拡充等による大学学部奨学金の選択幅の拡大、高校奨学金の地方移管も、この流れに沿ったものである。

このような動向からすると、今後、よりマクロな視点から「育英」原理と「奨学」原理の関係を捉えるためには、まず、日本学術振興会の特別研究員制度等、日本育英会奨学金以外の事業についても視野に入れて考察することが重要となる。また、これと関連して、学部段階だけでなく、大学院あるいは中等教育段階における奨学金事業等もあわせて検討する必要があろう。

さらに、本稿においては、「育英」原理と「奨学」原理を相対的な力関係という観点で捉えたが、優秀性の追求および教育機会の保障に対して実際に奨学金が果たした役割の検討——優秀性および教育機会の保障の内容自体も、もちろん検討される必要がある——あるいは奨学金事業と受益者負担主義および公費負担主義等との関係を考察することによって、「育英」原理および「奨学」原理それぞれの意義を明らかにし、「育英か—奨学か」という課題に答える必要があろう。以上の点については今後の課題とさせていただきたい。

註

1) 大田堯編『第2次教育制度検討委員会報告－現代日本の教育改革－』勁草書房、1983年、283

頁。

- 2) 市川昭午「教育費の財源と負担」嘉治元郎編『教育と経済』第一法規, 1970年, 226~228頁。
- 3) 十文字孝夫「育英・奨学」細谷俊夫他編『教育学大事典』第一法規, 1978年, 67頁, 市川昭午『教育サービスと行財政』ぎょうせい, 1983年, 349頁, 諏訪伸夫「生涯学習社会の育英奨学」ウィリアム・K・カミングス・結城忠編『岐路に立つ教育行財政 日本の教育 第3巻』教育開発研究所, 1990年, 209~210頁。
- 4) 拙稿「『育英』および『奨学』概念の再検討」関西教育学会編『関西教育学会紀要』第19号, 1995年, 191~195頁。
- 5) それぞれの基準については、以下のような用語が用いられている。

- ①「人物」に関する基準……勤怠, 思想人物, 人物に関する銓衡, 人物
- ②「健康」に関する基準……体格, 健康に関する銓衡, 健康
- ③「学力」に関する基準……学業成績, 学業に関する銓衡, 学力および素質
- ④「経済力」に関する基準…家庭, 家計に関する銓衡, 学資の支弁が困難な程度, 経済的理由により著しく困難がある程度

- 6) この時期においては、奨学生の「推薦基準」という名称は存在しない。これに相当するものはここで取り上げる「銓衡基準」であり、後の「推薦基準」と同質のものである。従って、この時代区分に限って、選考基準=推薦基準として分析を行う。
- 7) 日本育英会編『日本育英会十五年史』, 1960年, 53頁。
- 8) 「昭和十八年度奨学生銓衡基準」における「学業成績」の区分については以下のとおりである。

- 上 前二ヶ學年共二十五%以内（百人中二十五番迄の意以下同ジ）の者
ニヶ學年の中一ヶ學年が十%以内にして他の學年が三十三%以内の者
- 中ノ甲 前二ヶ學年共三十三%以内の者
- 中ノ乙 前二ヶ學年共五十%以内の者
ニヶ學年の中1ヶ學年が十%以内にして他の學年が五十%以下の者
- 下 上, 中に非ざる者

- 9) 奨学生の採用については、各大学総長（学長）、専門学校長によって推薦された候補生について、大日本育英会奨学生推薦委員会が基準に基づいて選考を行って決定された。
- 10) 「昭和十九年度奨学生銓衡基準」による。なお、同銓衡基準における「学業成績」の区分については以下のとおりである。

- (1) 席次ヲ基準トシイ、ろ、は、にニ大別ス
 - い 前二ヶ學年共十%以内ノ者
 - ろ 前二ヶ學年共三十三%以内ノ者
 - は 前二ヶ學年共五十%以内ノ者

二ヶ學年ノ中1ヶ學年ガ十%以内ニシテ他ノ學年ガ五十%以下ノ者
に い, ろ, はニ非ザル者

(2) 席次ナキ為學科中ノ「秀, 優, 甲」ヲ基準トスル場合

(分母ハ學科總數ニシテ分子ハ「秀, 優, 甲」ノ數ヲ表ハス)

い 7 / 10 以上	ろ 5 / 10 以上	は 2 / 10 以上
に 其ノ他		

- 11) 「昭和十九年度獎學生銓衡基準」の「一」および「四」については、昭和18年度の判定基準と同一の但し書きが付けられている。
- 12) 遠西武士「獎學制度の成立と展開」辻功・木下茂弥編『教育機會の拡充 教育学講座第20巻』學習研究社、1979年、208頁。
- 13) 昭和22年および昭和31年の推薦基準は以下のとおりである。なお、ここでは「學業」および「家計」に関する基準のみを示す。

「大學, 高等學校, 專門學校獎學生推薦基準」(昭和22年)

學業に関する推薦基準

標準 最近二箇年を通じ學級（部科等）全員の二十パーセント見當の學業成績の者であること

家計に関する推薦基準

標準 家計の實情が眞に學費を支出するに困難と認められる場合であること

なお、「學業に関する基準」については、「最近二箇年を通じ學級（部科等）全員の五十パーセント見當の學業成績の者であること」、「學力の向上を確實に期待し得ること」の2つの条件を備えた者については推薦可能とされた。また、「家計に関する基準」については、家族数が多かったり、兄弟姉妹が就学している場合は相当の収入があつてもよいことになっていた。逆に、家族内に収入のある者が複数いて収入の合計額が多い場合や、食糧の自給が可能な家庭については、学資の支出が困難であるとは認められなかった。

「日本育英会大学獎學生推薦基準」(昭和31年)

學業についての基準

標準A 従来の成績を総合して学部（科、級等）において特に優秀なもの

標準B 従来の成績を総合してAには該当しないが、学部（科、級等）全員の平均水準以上で、しかも優秀な能力を察知しうるもの

例 外 最近の成績は学部（科、級等）全員の平均水準以下であるが、知能の素質、前に在籍した学校の成績、学資困窮の状況などからみて、もし奨学金の貸与を受けるならば、學業成績がAまたはBに向上する見込み確実なもの

家計学資についての基準

標準A 奨学金が絶対に必要と思われるもの

家庭の経済状況からみて、本人に対する学資の支出は殆んど不可能で、アルバイトなど自己の力によって学資の大部分をまかなっており、奨学生の貸与を受けなければ学業を継続し得ないと認められるもの。

標準B 奨学金が必要と思われるもの

家庭の経済状況からみて、本人に対し、定期又は不定期に学資の支出は可能であるが、その額は到底修学費の全部をみたすことができず、奨学生の貸与を受けければ、多少のアルバイトを行うことと相まって、学業に専念しうると認められるもの。(奨学生の貸与を受ければ現在のアルバイトも軽減することができ、学業に専心できる状況にあるもの)

例 外 AまたはBに該当しないもので特殊事情のあるもの。

- 14) 「日本育英会法」第16条ノ2第3項。昭和59年廃止。
- 15) 昭和41年度までは、高等学校特別貸与奨学生のうち、学業成績の特に優秀な者については、選考試験が免除されていた。
- 16) 採用候補者は、第1志望または第2志望の大学に合格しなければ、その資格を失うことになっていた。このようにして欠員が生じた場合、補欠採用者が採用されることになる。
- 17) 日本育英会編『日本育英会二十年記念誌』、1964年、79~80頁。
- 18) 特別貸与奨学生の推薦基準については、文部省通達「特別貸与奨学生の選考および採用に関する規程」(昭和59年廃止)による。
- 19) 註16) に該当する試験免除者の場合、学業成績の平均は4.0以上必要であった。
- 20) 大学の一般貸与奨学生の場合、「学力および資質」に関する推薦基準は、高等学校最終2か年の学業成績の平均が「3.2以上の者」、大学での学業成績がすでに判明している者については、その成績が「学部(科)の平均水準以上の者」となっていた。
- 21) 日本育英会編『日本育英会三十年史』、1974年、134~136頁。
- 22) 遠西武士、前掲書、212頁。
- 23) 奨学生に関する収入基準額は、世帯人数別、所在地域別に定められている。所在地域はA級地とB級地とにわかつており、「生活保護法」第8条第1項の規定により厚生大臣が定める基準の地域指定のうち、1級地がA級地、その他の級地がB級地となっている。
- 24) 文部省通達「奨学生の選考および採用に関する規程」による。
- 25) 某大学の厚生補導担当事務官に対する聞き取り調査による。他の大学においても事情は変わらないとの話であった。
- 26) 育英奨学制度に関する調査研究会「今後の育英奨学制度の在り方について」文部省編『文部時報』第1401号、1993年、63~64頁。

The Changes of Recommendation Standards of the Japan Scholarship Foundation

Kenji HATTORI*

The purpose of this paper is to analyze the conflict between the principles of "merit base" and "needs base" in the award of scholarships of the Japan Scholarship Foundation (JSF).

The main material for analysis is provided by the contents of the JSF recommendation standards. There have been four standards based on: attainments (school record), family finance, personality, and health. Over time the content and importance of each standard has changed many times, and on three occasions there have been big changes.

In practice, the first two recommendation standards are the more important. Between them these two standards have almost always determined whether or not a student will receive a scholarship. The standard on attainments embodies the principle of the "merit base"; that on family finance corresponds to the principle of the "needs base". The analysis considers on which of these two standards the emphasis has been placed during each of the following four periods:

- (1) from the establishment of the JSF (1943) to the end of World War II (1945);
- (2) from the end of World War II to 1960;
- (3) from the creation of the JSF Special Scholarships (1960) to their abolition (1984);
- (4) from the start of the existing system (1984) to the present.

The following conclusions are reached. Initially, during the first period, the principle of merit was dominant while that of needs was recessive. In the second period it became difficult for many students to continue their studies because of high inflation resulting from economic collapse following the end of the war. To support these students became an urgent problem so the principle of "needs" became the more important. In the third period, creation of the Special Scholarships reflected a recognition of the importance of merit although overall the importance of needs continued to increase as shown through the award of General Scholarships. At present, the principle of needs continues to dominate. However, the principle of merit is not subject to continuing decline and survives in other parts of the system. The scholarships provided for graduate students by the Japan Society for the Promotion of Science are based on merit and are at present expanding in number.

* Research Associate, R.I.H.E., Hiroshima University

